

おもな感染症の種類および出席停止期間

もしかかったら・・・学校に届けを出し、医師の許可があるまで家庭で療養してください。

これは法律（学校保健安全法施行規則第18・19条）で定められ、校長より「出席停止」の指示がでているので、欠席扱いにはなりません。

	病 名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ(H5N1, H7N9)、 <u>新型コロナウイルス感染症</u>	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消えるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	熱が下がった後、3日間休む
	風疹（三日はしか）	発疹がなくなるまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れがでてから5日を経過し、かつ、全身状態が良くなるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主な症状がなくなった後、2日間休む
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
	上記以外の警戒を要する感染症 コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 マイコプラズマ肺炎、ヘルパンギーナ、手足口病、溶連菌感染症、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性紅斑（りんご病） 脳・脊髄炎（脳症、脳炎、脊髄炎、脳脊髄炎）	医師が感染の恐れがないと認めるまで